

大分県報

令和元年
十月十日
号外（三七）

（木曜日）

目次

規則

大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部改正……………一

〇規則

大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十六号

大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部を改正する規則

則

大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則（平成二十七年大分県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表の第四十八条第八号イの項の読み替えられる字句の欄中「耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）」を「耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）」に改め、同項の読み替える字句の欄中「耐火建築物」を「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年十月十日

大分県報号外（規則）